

## 第 10 章 都市計画決定変更・整備に向けた課題

### 10-1 都市計画決定変更・整備に向けた課題

#### 10-1-1 上位計画との整合

都市計画決定（変更を含む）手続きや都市計画道路の整備に向けて、都市計画マスタープランなどの上位計画との整合を図って行く必要があります。

長浜市では現在、平成 22 年の市町合併後を反映した都市計画マスタープランを策定(改定)中となっています。

この都市計画マスタープランの中において、長浜市がめざす都市構造の実現に向けた将来道路ネットワークのあり方や基本方針を示していきます。

都市計画の変更手続きは、都市計画マスタープランで位置付けされた将来道路ネットワーク方針に基づき、今回の見直しで整理を行った各路線の位置付けや役割との整合を図りながら、行っていきます。

#### 10-1-2 都市計画道路整備の優先順位の検討

長浜市基本構想や長浜市都市計画マスタープランなどの上位計画に掲げられている将来都市像の実現に向け、都市計画道路の受け持つ機能、沿道周辺地域に与える影響（交通量の増加による住環境への影響、地域コミュニティへの影響）を留意しつつ、道路整備による投資効果、住民の理解度などを十分に勘案し、今回見直しを行った未整備都市計画道路の整備優先順位を検討していく必要があります。

#### 10-1-3 「廃止」となる都市計画道路の影響の検討

今回の都市計画道路の見直しにおいて都市計画道路としての整備について「廃止」と判断された道路のうち、現在幅員が 5.5m 以下（2 台の車のすれ違い通行が困難）の道路や歩道整備が進んでいない道路については、道路管理者と自動車通行の円滑化や歩行者が安全に通行できる空間整備を進めて行けるように協議を行っていきます。

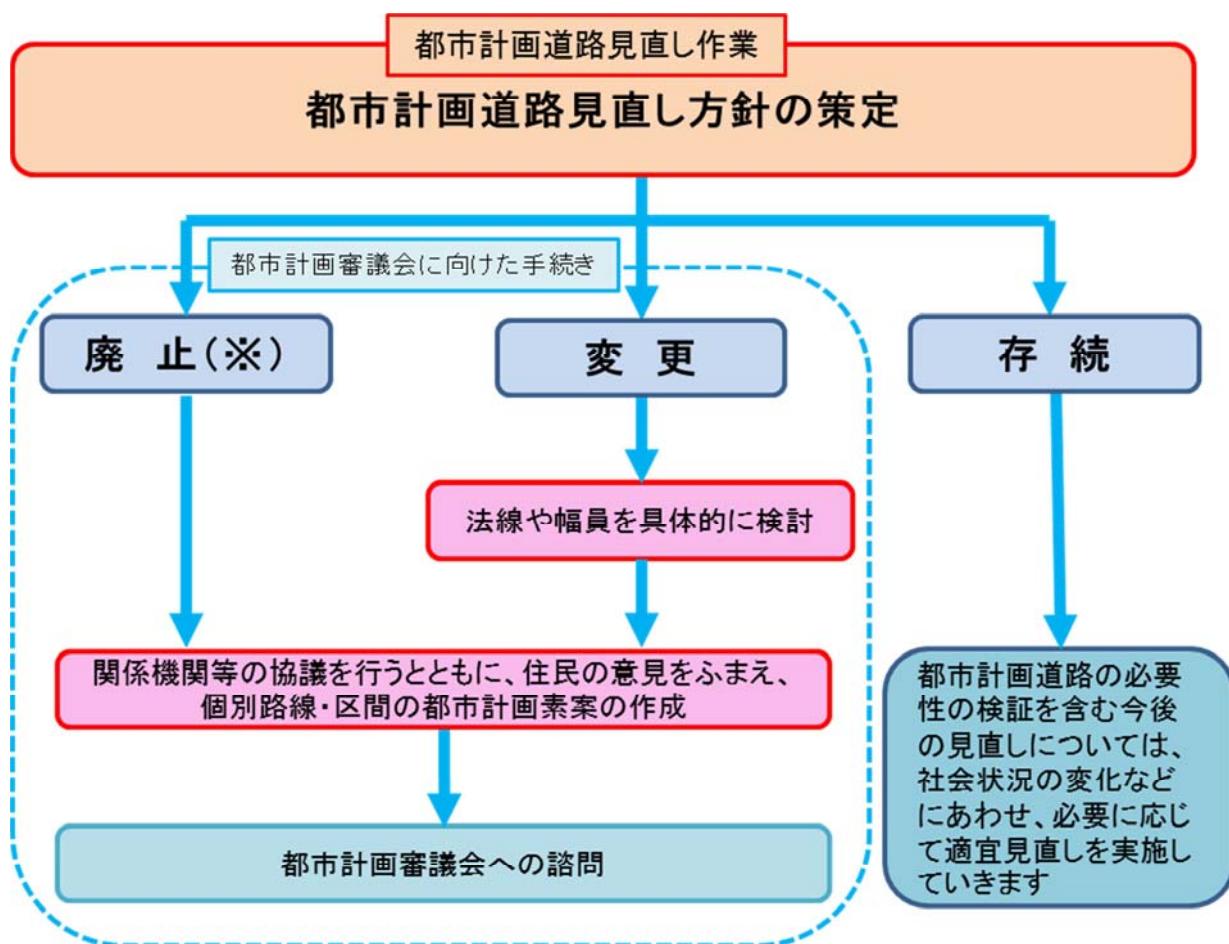
また一定の幅員で整備されている区間については、道路の維持（補修・修繕）の向上に努めていきます。

一方、現在計画線上に道路がなく計画線のみが定められている区間については、近傍への道路の有無（上述した狭小幅員道路含む）を考慮しつつ、当該地域全体で道路整備の必要性等について検討していくこととします。

## 10-2 都市計画決定手続きに向けて

今回の都市計画道路見直し結果により、「廃止」、「変更」と判断したものについては、地域への説明、合意形成を進めながら都市計画変更の手続きを進めていきます。

- 「**廃止**」と判断された路線、及び区間については、周辺住民等に周知を行い、住民説明会等をふまえて、合意形成が得られた路線について、法に基づく都市計画変更を進めます。
- 「**変更**」と判断された路線、及び区間については、各路線における将来のまちづくりにおける位置づけ、及び事業実施の見込み等の検討もふまえたうえで、法に基づく都市計画変更を進めます。

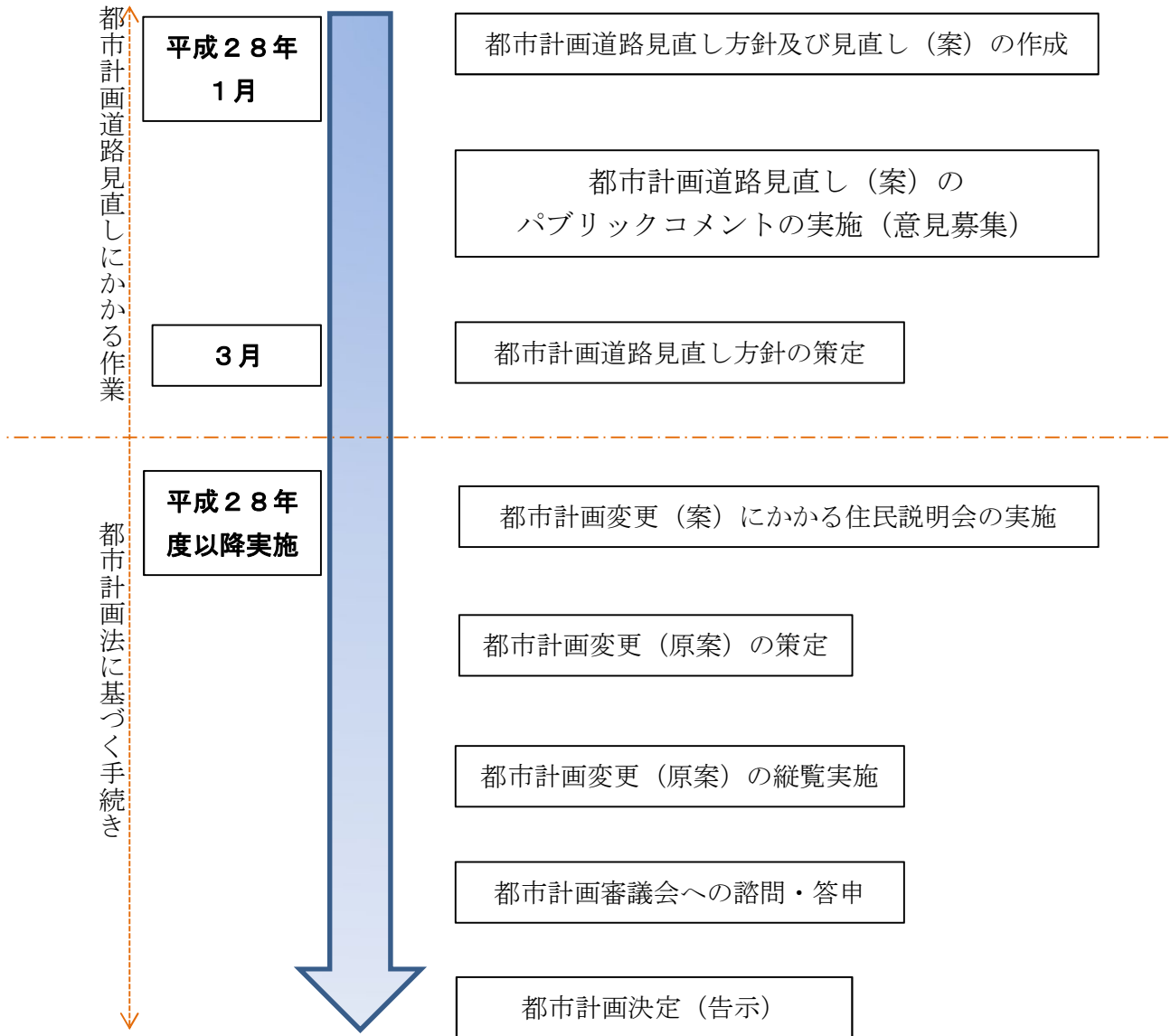


### ※廃止と判断された都市計画道路について

現在、現道と重複して都市計画道路が計画されている場合＝引き続き道路として維持していきます。

現在、計画線上に道路がない場合＝関係機関（県・市の管理部門）と協議しながら、道路整備の必要性について検討します。

図 10-1 都市計画決定手続きフロー



※上記は、概ねのスケジュール予定を示しており、詳細検討・関係機関協議・地元住民説明等の手順をふまえた上で、都市計画の見直し案を作成し、順次、都市計画変更を進めていくこととします。

図 10-2 都市計画決定までの手続きイメージ

10-3 都市計画決定手続き目標スケジュール

評価区間 番号	路線名称	都市計画道路諸元			見直し結果		都市計画決定			特記事項					
		延長 (m)	幅員 (m)	車線数	路線	評価区間	H29年度	H30年度	H31年度 以降						
1	豊公園長浜駅線	70	24	2車線	見直し対象外										
2	長浜駅室線	745	16	2車線	存続 (既定計画)	存続	既定計画								
		370	16	2車線		存続									
		640	16	2車線		存続									
		535	16	2車線		存続									
3	北船見線	570	16	2車線	存続 (一部区間 幅員変更)	見直し対象外									
		620	16	2車線		変更(幅員)		●							
4	地福寺神照線	778	16	2車線	存続 (既定計画)	見直し対象外									
		1782	16	2車線		存続	既定計画								
5	顔戸長沢線	30	12	2車線	廃止				●	米原市都計道見直し後に協議の上、区間廃止(起 終点変更)の都市計画決定を行います					
6	唐国三川線	1350	12	2車線	廃止				●						
		420	12	2車線			●								
		1280	12	2車線											
7	彦根長浜幹線	1890	26	4車線	見直し対象外										
		3800	26	4車線											
		4940	26	4車線											
8	世継相撲線	5620	12~25	4車線	見直し対象外										
9	虎姫停車場線	250	18	2車線	廃止		●								
10	酢宮部線	1200	18	2車線	起終点変更	廃止				●	区間廃止(起終点変更)となっています。都市計画 決定は、接続する県決定【18-1】及び【18-2】の廃 止協議後に実施する為、未定(平成31年度以降) としています。				
		525	18	2車線		存続									
		1350	18	2車線		存続									
11	神照月ヶ瀬線	5870	16~ 29.5	2車線	見直し対象外										
12	祇園山階東上坂線	8610	18	2車線	見直し対象外										
13	長浜駅宮司七条線	1830	16	2車線	存続 (既定計画)	見直し対象外									
		460	16	2車線											
		1080	16	2車線							存続	既定計画			
		710	16	2車線							存続				
14	下坂浜本庄線	1430	18	2車線	起終点変更	見直し対象外									
		850	18	2車線		変更(法線)		●							
		1420	18	2車線		廃止									
15	豊公園森線	2210	16	2車線	見直し対象外										
16	大成亥山階線	1180	16	2車線	存続 (既定計画)	存続			●						
		1480	16	2車線		存続									
17	長沢西上坂線	2040	16	2車線	起終点変更	存続				●	米原市都計道見直し後に協議の上、区間廃止(起 終点変更)の都市計画決定を行います				
		1750	16	2車線		廃止									
		1840	16	2車線		廃止									
		1420	16	2車線		廃止									
18	近江長浜虎姫線	1000	12	2車線	起終点変更	廃止				●	見直し対象外であるが、接道する街路が「廃止」判 断、また道路事業での整備の為、【18-2】と併せて 本区間も廃止とします				
		2800	12	2車線		廃止									
		5210	12	2車線		存続									